

「岐阜県自転車条例」の制定にともなう「ヘルメットの着用努力義務」について

令和4年4月1日に「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定され、10月1日より「ヘルメットの着用」が「努力義務」となります。（詳細につきましては夏の保護者懇談時にリーフレットを配布しております。）

（岐阜県公式ホームページより）

- ・自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないこととしました。（第13条関係）
- ・保護者は、その保護する児童生徒等に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないこととしました。（第13条関係）

乗車用ヘルメット着用時の交通事故致死率が、非着用時の3分の1に低減するなど、ヘルメット着用による安全性の向上は以前から指摘されてきました。本校でも自転車運転中の事故件数は全体の95パーセントを占め（R3）、ひとつ間違えば人命に関わる重大事故に発展しかねません。

この条例施行をきっかけに、生徒のみなさんは自転車運転時のヘルメット着用に努めてください。保護者の皆様にも、ご理解をお願い申し上げます。なおヘルメットの規格・色・形状などに学校としての指定はございません。「SGマーク」があり基準適合品であることをお確かめください。